

「天正四年の洛中勸進」再考

——救済、勸進、経済——

河内 将 芳

はじめに

織田信長が京都を支配していた天正四年（一五七六）、京都の法華宗（日蓮宗）檀徒を対象とした大規模な勸進がおこなわれた。一般に「天正の洛中勸進」とか、「天正四年の洛中勸進」とよばれているものである。

勸進をおこなった主体は、「会合」、あるいは当時、「諸寺」とよばれた京都の法華宗本山寺院（時期によって異なるが、天正四年時点は、本禪寺・本法寺・妙頭寺・妙蓮寺・本隆寺・立本寺・本国寺・本能寺・妙満寺・頂妙寺・要法寺・妙泉寺・妙伝寺・本満寺・妙覚寺の一五カ寺）の結合組織である。つまり、この勸進は京都の法華教団あげての勸進であったところに特徴がみられる。

この勸進については、すでに中尾堯氏や古川元也氏が検討を加えられ、筆者もまた若干の検討を加えたことがある。その結果、この勸進が寺院の造営や修造などを目的とする一般的なものとは大きく異なり、それによって集められた募財の多くが、法華教団から織田政権への音信・礼銭・礼物など贈与につかわれたものであるという事実があらわとなった。

筆者自身の関心は、この事実をとおして戦国時代から近世初頭にかけての京都の法華教団のありかたや、あるいははめまぐるしく交代をとげた武家権力との関係をあきらかにすることにあったので、勸進そのものの位置づけについてはそのときは十分検討することができなかった。

本稿では、その作業をあらためておこなってみようと考えたわけであ

るが、この点について古川氏は、この勸進を「支配権力層によるさまざまな臨時課税の徴収にも似ており、巨視的にみれば法華宗組織を媒介とした徴税的勸進であったといえる」という位置づけをなされている。

この位置づけは、いわゆる「勸進の体制化」という議論をふまえたものだが、しかしながら織田政権への音信・礼銭・礼物などはあくまで贈与であつて、それ以上とは考えられないので、「徴税的」と位置づけるにはなお慎重にすべきと考える。

それでは、この勸進はどのように位置づけられるものだろうか。本稿では、その作業を中世京都、とりわけ戦国時代京都でおこなわれた勸進のなかに位置づけたいと思う。具体的には、応仁・文明の乱前後の京都においてもっとも活発な勸進活動を展開したことで知られる願阿弥の勸進との比較をとおしてその作業をおこなつてゆこうと思う。

その願阿弥の勸進には、大きく分けて二種類の内容のものが含まれている。そのひとつが、一般的な寺社の造営や修造にかかわるもの、そしていまひとつが、寛正二年（一四六一）の大飢饉に際して京都へなだれ込んできた多くの飢えた人びと（史料では、「乞食」「餓人」などと出てくる）への施行（食糧施与）とそのため勸進である。

とりわけ後者が願阿弥の勸進の特徴といえるもので、これをおこなうにあたって願阿弥が、「望救餓人」と室町殿足利義政に語ったことでも知られるように、それはまさに前近代社会における救済行為といえる。そ

して、その前提として勧進がある以上、勧進そのものにも救済の要素が含まれていたと考えることができよう。

ところで、勧進によって集められた財の規模は、現代人の予想をはるかにうわまわる莫大なものであった。もしそうでなければ、かつては国家がなっていた寺社の造営や修造をおこなう資金を集めることなどできなかつたであろう。

このことは、あらためて考えてみればおどろくべきことであり、このように莫大な財を集積するという点に注目するならば、中世の勧進とはまさに経済活動にはかならない。したがって、中世においては、勧進を媒介として経済と救済とがむすびついていたということもできよう。

それでは、なぜそのようなことが可能だったのだろうか。またそもそもなぜ勧進はそのような莫大な財を集める力をもっていたのであろうか。これまでの中世の勧進研究では、このような観点が欠けているように思われる。

本稿では、このような観点から、中世、とりわけ戦国時代の勧進について検討を加え、そのうえで「天正四年の洛中勧進」の位置づけをおこないたいと思う。

一 願阿弥の勧進

(1) 「望救餓人」と「慈悲」

ところで、願阿弥の勧進については、すでに西尾和美氏⁶⁾、下坂守氏⁷⁾、清水寺史編纂委員会⁸⁾によってすぐれた研究成果が積み重ねられている。したがって、ここでもそれらの成果に導かれつつ、本稿の関心にしたがって願阿弥の勧進をみてゆくことにしたいが、そこでまず注目したいのが、

先にも少しふれた寛正二年（一四六一）の大飢饉にあたって施行をおこなった願阿弥の動機についてである。そのことをつたえている史料がつぎのふたつである。

于時凶年、世上多非人乞食、仍願阿弥以勧進可供養之事披露之、飯尾左衛門大夫可命願阿弥之由被仰出也、

願阿弥曰于公方、望救餓人、公方出百貫文為助、

前者は『蔭涼軒日録』⁹⁾寛正二年正月二二日条、後者は『臥雲日件録抜尤』¹⁰⁾寛正三年三月四日条の記事で、ともに禅僧が記した日記につたえられたものとなっている。また、その内容も共通しており、「凶年」によって「世上多非人乞食」い現状を目のあたりにした願阿弥が、「勧進」をもってそれらの「供養」（「望救餓人」）（施行）をおこなわんことを「公方」（室町殿足利義政）へつたえたことが読みとれる。

後者の『臥雲日件録抜尤』をみてみると、願阿弥が「公方」へ直接、施行することをつたえたように記されているが、実際は前者にみえるように、幕府奉行人である「飯尾左衛門大夫」を通じてつたえられたものだったのだろう。ただ、いずれにしてもここからは、今回の施行が願阿弥の「望救餓人」という動機によっておこなわれたことがあきららかとなる。また、今回の施行をつたえる『経覚私要鈔』寛正二年三月二六日条に「施行者第一慈悲也」という一文がみられることから、その動機が願阿弥の「慈悲」、つまりその宗教心に裏づけられたものであったこともあきららかとなる。

ところで、その『経覚私要鈔』¹¹⁾同日条には、願阿弥より前に実は幕府も施行をおこなっていたという記事がみえる。右がそれである。

諸国者共成乞食、京都へ上集、自去年十月比洛中^(充九)表満不知幾千万云事、自正月一日室町殿被引施行五六日、然而余多之間、早被止之、其後願阿ト云者、勸衆人六角堂ノ北^二一町分飯屋ヲ打テ入置乞食、毎日二ヶ度粥、味曾津ヲ引、

これによれば、「正月一日」より「五六日」は「室町殿」（足利義政）の命によって「施行」がおこなわれたものの、京都へなだれ込んでくる「乞食」の数があまりに多いため早々にやめてしまったという。そして、その後「衆人」を「勸」めて、つまり勸進をおこなって、「六角堂ノ北^二一町分飯屋」を建て、そこへ「乞食」を收容して、「毎日二ヶ度粥、味曾津^(増廿)」をほどこしたのが、「願阿ト云者」（願阿弥）による施行であった。願阿弥の施行の前に幕府による施行が実際におこなわれていたのかどうかについては、このことをつたえているのが『経覚私要鈔』しか見あたらないので何ともいえない。ただ、先の『蔭涼軒日録』や『臥雲日件録抜尤』にもみえるように、施行をおこなうにあたって室町殿足利義政へそのことが披露されていることから考えても、幕府との接点なしに勸進や施行をおこなうことがむずかしかったことだけはまちがいないだろう。

また、『大乘院寺社雑事記』寛正二年五月六日条には、「被仰付勸進聖願阿弥」と、施行を幕府が願阿弥へ命じたという記事もみられる。これらのことも考えあわせてみると、今回の施行は、願阿弥の宗教心に裏づけられた動機と施行をおこなう必要性を感じていた幕府の思惑とが一致したところに実現をみたと理解することができよう。

(2) 「志」「志次第」と「人別一文」

ところで、『臥雲日件録抜尤』には、願阿弥の「望救餓人」との言に接

「天正四年の洛中勸進」再考

した「公方」（室町殿足利義政）が「為助」、「百貫文」を出したと記されている。しかし、これもほかの史料で確認できないので、事実かどうかは判然としない。ただ、これとかかわって注目されるのが、東寺供僧中の評定記録として知られる『廿一口方供僧評定引付』^②寛正二年二月一八日条にみえるつぎのような記事の存在である。

自仏乘院被申六角堂前乞者施行勸進事、披露之処、三百疋可被遣之、但自惣寺沙汰者旁其憚多之間、志候面々^(増廿)□々有沙汰之由可申送也、

右からは、願阿弥による「六角堂前乞者施行勸進」に接して、東寺がどのように対応すべきか議論していたことが読みとれる。西尾和美氏はこの記事から「領主権力としての東寺の独自の対応の貧しさ」というものを読みとっているが、むしろここからは勸進が本来、東寺の「惣寺」といった組織で対応するのは「憚多」いものであり、「志候面々」、つまり個々人の「志」にもとづく喜捨でこたえるものであったということを読みとるべきであろう。

この「志」というのは、施行（あるいは勸進）をおこなう側の願阿弥の「慈悲」に対して、それにこたえて喜捨する側の宗教心をあらわすことばといえる。したがって、「公方出百貫文為助」もまた、室町殿足利義政の「志」と理解することができる。しかし、それで片づけたいものだろうか。そう簡単に片づけられないところに中世の勸進がもつ力があったと考えられるが、そのことを考えてゆくためにまずはつぎの史料をみることにしよう。

同南禅寺仏殿勸進之事、於洛中而人別一文、勸進先規、東福寺仏殿被勸之例披露之、

これは『蔭涼軒日録』長祿四年（一四六〇）三月二日条にみえる記事である。実はここに出てくる「南禅寺仏殿勸進」というのは、先の『臥雲日件録抜尤』寛正三年三月四日条のつづきに記される「去年又施百貫、為南禅再造仏殿之助」という願阿弥の勸進事績のひとつとして知られているものであるが、ここで注目されるのは、その勸進の内容が「於洛中而人別一文」とされている点であろう。

洛中（京中）でどのようにして「人別一文」（二人につき銅錢一枚ずつ）を集めることができたのかについてはこれだけではわからない。しかし、これでもし本当に「百貫」（銅錢一〇万枚）が集まったのだとすれば、単純に計算しても一〇万人から一文ずつを集めたことになる。

もちろん、実際にはそう単純なことではなかったであろうが、ここで重要なのは、このときの勸進が「於洛中而人別一文」、つまり洛中の一人から一文ずつの喜捨をもとめることができ、しかもその先例として「東福寺仏殿」の勸進もあつたとされている点であろう。というのも、このことに注目してみると、つぎのような史料も目に入ってくるようになるからである。

為大仏殿再興勸進、分国中人別毎月壹錢宛之事、不撰権門勢家・貴賤上下、無懈怠可出之、以此旨可被相勸者也、仍状如件、

元龜參

六月 日

東大寺本願

清玉上人御房

これは、東大寺大仏殿再興の勸進をおこなったことで知られる京都阿弥陀寺の僧清玉へあたらされた織田信長朱印状^④である。ここでもまた、

「分国中人別毎月壹錢宛」と記されていることに気づくが、注目されるのは、ここでは「毎月」ということばまでがはさまこまれており、これによって信長の「分国中」では、清玉が一人一人から毎月、「壹錢宛」（一文ずつ）を集めることができたということがわかる点であろう。そのうえ、その一人一人が「不撰権門勢家・貴賤上下」であつたという以上、その対象は身分の上下、老若男女をとわらない、すべての人びとを含み込むものであつたことも読みとれる。

このように「人別一文」ということばに注目してみると、実はそれが願阿弥の勸進だけにつかわれていたものではなく、この時期の勸進一般にもつかわれていた可能性も浮上してくる。そして、この点にもう少しこだわりつづけるならば、時代はさかのぼるものの、鎌倉時代後期に鎌倉大仏の造立にあたって活躍した勸進聖浄光が、幕府へ提出したつぎのような言上状^⑤の一節にまでたどりつくことになる。

新大仏勸進上人浄光跪言上

可賜重人別一文御下知於北陸・西国等

右大日本国記云、水陸三十里也、国六十六国、島二島、郡五百七十八、郷三千七百七十二、男女四十五億八万九千六百五十九人也、男十九億九万四千八百二十八口、女廿五億九万四千八百三十一口也、是則行基菩薩算計勘定之文也云々、然則一天之下、四海之中、算諸人之数、勘一文之錢、四十五億八万九千六百五十九枚也、民力無費、我願可成、

この言上状の主眼は、「北陸・西国等」で「人別一文」の勸進の「御下知」を幕府へ請うたものだが、注目されるのは、「大日本国記」に記されるという「行基菩薩算計勘定」の日本の総人口「男女四十五億八万九千

六百五十九人」から「一文之銭」を勧進すれば、「四十五億八万九千六百五十九枚」にいたるとのべられている点である。

もちろん実際の日本の総人口が、「四十五億八万九千六百五十九人」であることなど、どの時代においてもありえないし、またこの数字自体は中世の仏教者に共有されていたものとしても知られている。しかし、その総人口から「人別一文」を勧進できるとされているところからもあきらかなように、どうやら中世の勧進には、日本国中、あるいは「一天之下、四海之中」の人びとから一人残らずその喜捨をもとめることができるといふ認識のあったことが知られよう。

「勧進上人」浄光の言上状のなかに「人別一文」ということばがみられることからわかるように、「人別一文」ということばは、おそらく浄光など勧進聖に共有されていた認識であったにちがいない。そして、それが、もし事実であったならば、「人別一文」とは、文字どおり一人につき銅銭一枚ずつを集めることができるといったような意味ではなく、むしろすべての人びとは誰一人として勧進をこぼむことはできないという意味のこめられたことばであったといえよう。それが戦国時代にまでひきつがれるとともに、権力側も認知していたという事実が、「南禅寺仏殿」や「東大寺再興」の勧進の例からはうきぼりとなってくるのである。

もっともそうはいっても、これにこたえて喜捨する側がそれをうけいれなければどうしようもない。しかし、元龜三年より前に三好三人衆のひとり三好長逸から「東大寺再興勧進」にかかわって阿弥陀寺の清玉が入手した書状⁶⁶のなかに、「洛中洛外・諸寺諸山、志次第、不寄多少、可被勤申事肝要候」という一文が記されていることからあきらかなように、「志」「志次第」という、先にも出てきた勧進にこたえて喜捨する側の宗教心をあらわすこのことばこそ、「人別一文」ということばをささえる基盤であったと考えられる。

しかも、それは文字どおり「志」「志次第」であったために、実際には「人別一文」とどまることはなく、「不寄多少」、またむしろ一人一人、おのおのの身分や社会的地位にふさわしい額の喜捨が暗黙のうちにもとめられることになったと思われる。おそらくその一端を示していたのが、願阿弥の「望救餓人」との「慈悲」の心に接した「公方」（室町殿足利義政）が「為助」「百貫文」を出したという記事であり、それは実際に義政がそのようにしたというよりも、むしろ室町殿という地位にある一個人にふさわしい「志」「志次第」による喜捨の額が、一〇〇貫文であったというところをつたえていると理解したほうがよいであろう。

実はこのようなことは、願阿弥がその晩年、再建に尽力した清水寺の『勧進帳』⁶⁷をみても読みとることができる。表1は、その『勧進帳』の内容を一覧にしたものだが、ここからも読みとれるように、勧進にこたえているのはすべて「人別」（個人）であり、またここでは「人別一文」ならぬ「人別一本」がもとめられていたことも知られる。

実際には、柱一本に相当する錢二〇貫文が個人にもとめられていたようなので、一人一人の喜捨は柱の本数に二〇貫文を乗じたものとなる。したがって、「朝倉孫右衛門尉氏景」などは、「五十本」分の喜捨を約束したため、その額は一〇〇〇貫文にもなることになった。

『勧進帳』の筆頭に名がみえる「大功徳主富子」、つまり室町殿足利義政の御台日野富子よりも朝倉氏景のほうがなぜその喜捨の額が大きいのか、その理由はさだかではないが、それはまさに「志」「志次第」、あるいは清水寺や願阿弥との関係、さらには朝倉一族のなかでの位置づけなど、個々の事情がその背景にはあったのだろう。

この清水寺の『勧進帳』の場合、「人別一本」＝「人別二〇貫文」という相当高額な喜捨のできる人びとだけを対象としたものになるが、原理としては「人別一文」とかわるところは何もない。そして、おそらく日

表1 清水寺『勸進帳』

本	貫文	在所	人名	備考
6	120		大功德主富子	妙心院殿・唯称院殿・逆修花溪慈春・後法身院殿・三界万霊
5	100		伊勢守平朝臣貞宗	
1	20		松井新兵衛尉直重	
1	20	備後国東条保	元智	
1	20	泉州庄	藤右衛門尉資信	
1	20	駿河国	葛山氏広	
25	500		朝倉弾正左衛門尉孝景	
50	1000		朝倉孫右衛門尉氏景	
5	100		慈視院光玖	
5	100		朝倉修理亮景冬	
1	20		朝倉新藏人景忠	
1	20		朝倉藏人長縁	
2	40	越前国住	永昌信女	為二親
2	40	越前国	宝林慈珍信女	為二親
1	20	越前国	慈光庵雲嶽宗秀	
1	20		朝倉小太郎教景	以千宗勝禪定門
1	20		朝倉兵庫助景亮	
50	1000		朝倉孫次郎貞景	
1	20	越前国	永昌信女	
5	100		朝倉小太郎教景	
1	20	美濃国	河瀬掃部助宗久	
1	20	越前国	浄貞信女	
0	10	越前国	梅野和泉吉保	
1	20	越前国	吉川与四郎吉登	
1	20	越前国	堀江石見守景用	
1	20	越前国	回春院瑞柏	
1	20	越前国	真祐信女	
1	20	越前国	貞恕信女	
1	20		魚住帯刀左衛門尉景貞	
1	20		山崎新左衛門尉吉家	
1	20		白山平泉寺宝光院長朝	
1	20		白山平泉寺財蓮坊一澄	
1	20	越前国	正真坊	
1	20	越前国	杉若藤左衛門尉藤貞	
1	20	越前国	印牧新右衛門尉広次	
1	20	越前国	桑原次郎右衛門尉貞久	
1	20	越前国	上田三郎左衛門尉直則	
1	20	越前国	前波七郎右衛門尉吉連	
1	20	越前国	吉川主計尉吉明	
1	20	越前国	西河原次郎兵衛尉吉次	
1	20	越前国	宇野新藏人久重	
3	60	越前国	上坂太郎左衛門尉康家	
1	20	越前国	和田三郎左衛門尉満重	
1	20	越前国	吉田新左衛門尉親重	
1	20	越前国	真久信女	
1	20	越前国	伊白郎次郎左衛門尉景国	
1	20	越前国	千秋式部少輔季藤	
1	20	越前国	半田新左衛門尉国久	為妙忠・妙久
1	20	越前国	小泉藤左衛門尉藤長	
1	20	越前国	新保式部丞吉明	
1	20	越前国	藤左衛門宗久	法名重阿・乘意禪尼
1	20	越前国	宗順	
1	20	越前国	左藤三郎家次	
1	20	越前国	五郎左衛門家長	
1	20	越前国	貞秀信女	
1	20	越前国	太平帯刀左衛門尉長友	
1	20	越前国	梅野隼人佐吉久	法名全功禪定門
1	20	越前国	諏訪神九郎左衛門尉勝家	
1	20	出雲国	青戸帯刀左衛門尉宗重	
1	20	出雲国	勝田次郎左衛門尉秀忠	
1	20		薬師寺三郎左衛門信女	
1	20	播州住	明石与四郎祐実	
1	20	播州住	小寺勘解由左衛門尉祐職	
1	20	出雲国飯石郡	源朝臣三刀屋忠扶	
1	20	出雲国意宇郡	阿随加江之妻女	逆修
1	20	出雲州	佐々木尼子民部少輔經久	
1	20	出雲州	佐々木信濃守経長	
1	20	出雲国	村尾五郎左衛門妻女	逆修
3	50		円妙大師	宗慶禪定門・逆修宗秀禪尼
1	20	周防国	笑山忻公禪定尼	逆修
5	100		田中七郎左衛門尉光次	
1	20	江州伊香	磯野右衛門三郎種貞	
1	20	江州伊香	磯野十郎三郎継貞	宮寿丸
1	20	江州浅井郡	速水弾正左衛門平友祐	逆修・明春禪尼
1	20		中村九郎左衛門尉定家	
1	20	江州	浅井藏人丞直種	
1	20	江州	弓削式部丞実俊	
1	20	丹波国	中沢修理亮貞基	
1	20	丹波国	竹田民部勢基	

本	貫文	在所	人名	備考
1	20	江州	浅見対馬守長忠	為先祖
1	20	江州	井口弾正忠経慶	
1	20	江州	井口勘解由経通	
1	20	江州野洲郡	永原吉重	
1	20		平浜藤左衛門尉継安	
10	200		小深山次郎右衛門尉吉久	
1	20		中西勘解由宗長	
1	20		安室妙湛禪尼	
1	20		太郎左衛門尉兼正	法名道鎮、涼光信女
1	20		元三小法師	逆修
1	20	周防国住	月漢妙円	
1	20	筑前国住	東一房	
1	20	筑前国博多住	道円	
1	20		嘉仲理永禪尼	
1	20		稲荷山	逆修、道性、妙幸
1	20		滝野五郎左衛門尉忠正	
1	20		妙勢信女	
1	20		藤左衛門尉宗長	妙性、妙祐
1	20		貞恕信女	逆修
1	20	丹波国住	道祐	
1	20		従貞禪貞尼	
1	20	但州住	三郎左衛門尉	
1	20	出雲国住	村尾五郎左衛門尉藤重	
1	20	防州住	孫左衛門尉行満	
1	20	周防国住	尾倉孫左衛門尉有久	
1	20	周防国住	妙算	
1	20		道幸	逆修
1	20		超秀	逆修
1	20	但馬国	土居妙忠	
1	20	江州坂田郡	上坂治部丞内	
1	20	江州坂田郡	上坂治部丞息女	
1	20	江州坂田郡	上坂兵庫亮内	
1	20	江州	平田宗左衛門尉高慶	
1	20	江州	山本対馬守長忠	為二親
1	20		多賀右兵衛尉中原経忠	
1	20	周防国住	南	
1	20	江州	井口南	為先祖、寿勢・経勝
1	20	摂州	和巻康秀	
1	20	丹波国何鹿住	慶波	
2	40	雲州住	源朝臣三刀屋刑部丞忠扶	
1	20	雲州	佐々木隠岐左衛門尉清正	
1	20	雲州住	名子三郎兵衛尉元忠	
1	20	雲州大原郡	佐々木佐世為頼	
1	20	丹波国細川	燈爐木彦右衛門	
1	20		大宮式部少輔勝直	
1	20		高柳刑部少輔方幸	
1	0	丹波国氷上郡	蘆田日輪院長祐	
1	0		大有慶椿大姉十三回追善	
0	10	丹波国何鹿郡	大槻藤兵衛尉季高	
0	10	丹波国何鹿郡	大槻民部丞高光	
0	10	丹波国何鹿郡	瑠璃寺慶波	
1	20	丹州何鹿郡住	亀松女	
1	20	丹波国何鹿郡	大槻藤兵衛尉季高	
1	20		太神宮一欄宜従四位上度会神主朝敦	
1	20	遠江国朝幾庄	平朝臣三浦朝幾十四代慶松女	
1	20	伊勢山田住	広田正広	
1	20	伊勢山田住	蔵田修理進国弘	
5	100	伊勢山田住	福市大夫兼次	
1	20	伊勢山田住	七郎大夫正保	
1	20	伊勢山田住	衛門次郎	
1	20	伊勢山田住	一志長徳大夫	神主文統
1	20	伊勢山田住	奥五郎兵衛尉宗貞	法名浄因、慶印信女
1	20	伊勢山田住	七郎次郎貞家	
1	20	伊勢山田原	度会神主未延	慶通禪尼、真勢居士、性秀居士
1	20	伊勢山田	高向源右衛門尉光義	昌慶、妙泉
1	20	伊勢山田住	亀田神主未久	
1	20	伊勢山田住	兵衛大夫兼吉	法名常金、見秀信女
1	20	伊勢山田住	小欄宜友光	宗真信女
1	20	伊勢山田住	新次郎弘光	
1	20	伊勢国	十穀次郎兵衛	
1	20	伊勢山田住	河井範忠	
1	10		善祐	
0	30		義統	益、香合、太刀、馬
1	20	雲州	佐々木湯次郎右衛門尉為通	
1	20	雲州住	平朝臣土屋加賀四郎兵衛尉貞信	
2	45	江州野洲郡江辺	中嶋吉久	
1	20	能登国	三宅三郎右衛門尉忠俊	
1	20	能登国	温井藤五郎孝宗	
1	20		椎名四郎次郎順胤	
1	20	三河国今橋住	石田式部尉友久	
1	20	尾州津島	服部浄観之内、同平左衛門尉、同藤三方	

常的には絵画資料に描かれるようなすがたをした勸進聖から柄杓⁸⁵を差し出されたならば、あまねく人びとはそこに少なくとも「一文」の喜捨をせざるをえないという光景がみられたのであろう。

いずれにしても以上の検討から、中世、とりわけ戦国時代の勸進が、勸進をおこなう側の宗教心（慈悲）に代表される）とそれにこたえて喜捨する側の宗教心（志）「志次第」に代表される）、そして勸進を必要とする幕府など権力側の保証（あるいは認知）といったものが複雑にからみあいつつ、「人別一文」のことに象徴されるように、人びとを一人一人個人として否応なくとらえることで莫大な財が集積できる構造をそなえていたものだったことがうかがいあがつてこよう。

ただ、その際、注意しておかなければならないのは、このような戦国時代の勸進をなしたたせていた「慈悲」や「志」「志次第」に代表される宗教心の宗教が、中世という時代をふまえたとき、一般的な意味での宗教と同じと考えてはならない点である。

それは、平雅行氏がのべられる「民衆の解放願望の中世的封殺形態を中世宗教と呼ぶ。反古代闘争の展開に対し、新たな封建的抑圧体系を構築したとき、それを中世社会の成立と評するように、（中略）中世民衆の内面を縛るあらたな呪縛体系の登場をもって中世宗教と呼ぶ」とされているものであり、そして、その「中世宗教」とは、「中世的支配イデオロギーとして位置づけられ」た「顕密仏教」であった以上、「慈悲」や「志」「志次第」に代表される宗教心をささえていた宗教もまた、顕密仏教と考

えなければならぬであろう。

実際、戦国時代の勸進によって造営や修造の対象となる寺社のいずれもが、清水寺など顕密仏教の寺社か、あるいは南禅寺など室町幕府の統制下にあった五山禅宗の寺院であり、法華宗や真宗など新仏教（鎌倉新仏教、鎌倉仏教）の寺院がその対象とならないことからそのことは裏づけ

られる。

しかしそうであるならば、なおさらその新仏教のひとつである法華宗寺院によっておこなわれた「天正四年の洛中勸進」が、ここまでみてきた勸進のなかにどのように位置づけられるのが問題となる。つぎにその点について、以前おこなった作業もまじえつつ検討してゆくことにしよう。

二 戦国時代の勸進と「天正四年の洛中勸進」

(1) 「諸寺勸進帳」「洛中勸進記録」

ところで、「天正四年の洛中勸進」については、その実態をつたえる史料がいくつか残されている。その代表が、表紙に「諸寺勸進帳（丙子始之）」と記された帳簿が四冊とそれのもととなったと考えられる「洛中勸進記録」とよばれる一群の文書群である。

いずれも頂妙寺につたえられた『京都十六本山会合用書類』におさめられているが、具体的にその一例をみるとつぎのようになる。前者が「洛中勸進記録」、後者が「諸寺勸進帳」の該当部分である。

○

五百文	立本寺左京殿	宗味内方
壹貫文	立本寺実相坊	たまや彦次郎殿
貳貫文	同知積院	はいや入道殿
五百文	妙覚寺十如院	たまや新兵へ殿
(中略)		
壹貫文	立本寺実相坊	紹二内方

壹貫文 本国寺大扇坊 かわや与五郎殿
 壹貫文 同大雄坊 多屋与五郎殿
 式貫文 本能寺 宗たく内方^(家)
 式貫文 妙顕寺法音院 くらぬき内方
 皆済

○合式拾貫文 西大路

〱西大路
 立本寺左京殿 五百文 は 宗味内方
 同 実相坊 壹貫文 は 玉屋彦二郎殿
 同 知積院 貳貫文 は はいや^(灰屋)了左
 妙覚寺十如院 五百文 ル 玉や新兵衛殿
 (中略)
 立本寺実相坊 壹貫文 は 紹二内方
 本国寺大扇坊 壹貫文 リ かはや与五郎殿
 同 大雄坊 壹貫文 リ 多や与五郎殿
 本能寺 貳貫文 ち 宗琢内方
 妙顕寺法音院 貳貫文 ト くらぬき内方
 〱以上式拾貫文 皆済

ともに西大路(町)という町に居住する法華宗檀徒に関する情報をひとくくりにしたものだが、一見してあきらかなように、内容はほぼ同じであり、ここからも前者の文書をもとにして後者の帳簿が書き記されたことがわかる。

ここにみえるように、「諸寺勸進帳」「洛中勸進記録」とともに、檀徒をその居住する町ごとにひとくくりとしている点の特徴であるが、全体の

整理のため「諸寺勸進帳」四冊にみることでできる町名と「洛中勸進記録」にみえる町名を対応させると表2のようになる。

「諸寺勸進帳」「洛中勸進記録」は、これまで知られていなかった天正四年時点での京都の町名を確認できるうえでも貴重な史料といえるが、表2からは、残された「洛中勸進記録」には失われたものがあつたらしいこと、また逆に「洛中勸進記録」は残されているのに、それに対応する「諸寺勸進帳」が見あたらないことなども知られよう。

これらのことから、現存する「諸寺勸進帳」「洛中勸進記録」が「天正四年の洛中勸進」にかかわる史料のすべてではないことがうかがえる。実際、表2にみえる町名はすべて上京とよばれる都市域のものだけであり、この時期、上京とならぶ都市域として知られた下京にかかわる「諸寺勸進帳」も「洛中勸進記録」もひとつとして残されていないからである。

しかし、それは下京の檀徒が勸進の対象でなかったことを意味しないであろう。というのも、「天正四年十月廿日」という年月日の記された「諸寺勸進銭萬納分^⑧」という帳簿(横帳)の奥書には、「上京分 都合八百七拾参貫四百四十五文」という記載とともに「又 参百六拾貫文 下京より」という記載がみられるからである。

いずれにしても、以上のことから「天正四年の洛中勸進」が、文字どおり上京・下京という洛中に居住する檀徒を対象とした勸進であったことがあきらかとなるが、そこでつぎに、「諸寺勸進帳」「洛中勸進記録」に書かれた内容のほうにも目をうつすことにしよう。

そうすると、たとえば、西大路(町)の最初の一行目からもあきらかなように、「宗味内方」という檀徒個人の名と「立本寺左京殿」という寺僧個人の名とが対になり、そしてその両者を媒介するように「五百文」という喜捨の額が記されていることが読みとれる。

表2 「諸寺勸進帳」「洛中勸進記録」対応表

第1冊

諸寺勸進帳	洛中勸進記録	募財額
一条小島町	一条小島町	31 貫
新屋敷弁才天町	しんまちへんさいてんちやう	2 貫 610 文
近衛町 (近衛室町)	このへ町	5 貫 20 文
舟橋辻 (町)	ふなはし辻	1 貫 500 文
下柳原町	下柳原町	5 貫 200 文
冷泉室町	冷泉室町 (冷泉町)	11 貫 300 文
頂妙寺ノ前町	ちやうめうちのまへ町	1 貫 350 文
一条出口東町	一条出口東町	1 貫 700 文
一条室町	●	31 貫 300 文
大炊御門室町鏡屋町	大炊御門室町鏡屋町	12 貫文
五霊通子西東二町	五霊通子西東二丁	13 貫
新町二条町	新町二条町	500 文
鷹司室町	鷹司町	17 貫 400 文
白雲町	白雲町	15 貫文
裏築地町	裏築地町	30 貫文
畠山殿辻子	●	5 貫文
立売	立売町 (南北)	149 貫文
新在家中町	新在家	34 貫文
新在家北町東	●	13 貫 500 文
同 北町之西	●	21 貫 500 文
中小川	●	19 貫 300 文
へうたんの辻子	●	3 貫 800 文
立売頭町	●	1 貫文
二本松町	二本松町	2 貫 320 文
頂妙寺下町	●	1 貫 750 文
今辻子	●	5 貫文
上小川	●	40 貫文
花立薬屋町	●	10 貫文
うつほ屋町	うつほや町	22 貫文

第2冊

諸寺勸進帳	洛中勸進記録	募財額
安楽小路町	安楽光院小路町	8 貫 310 文
西舟橋町	西舟橋町	25 貫 700 文
一条日野殿町	一条日野殿町	5 貫 100 文
惣門築山上半町	惣門築山上半町	10 貫 25 文
築山町下半町	惣門築山南半町	10 貫 750 文
西大路	西大路	20 貫文
山名殿辻子	(町名が欠けている)	7 貫 100 文
石屋辻子	石屋之辻子	11 貫 800 文
藤木下	●	2 貫文
風呂辻子	ふろのつし	2 貫 800 文
北小路室町	北小路室町	11 貫 150 文
羅漢風呂町	らかんのふろの町	15 貫文
室町頭上半町	室町頭上半町	4 貫 700 文
室町頭下半町	室町頭下半町	
弁才天町	弁才天町	3 貫文
堀出町	堀出町	7 貫文
南猪熊町	南猪熊丁	13 貫 550 文
上柳原	●	1 貫文

第3冊

諸寺勸進帳	洛中勸進記録	募財額
伊佐町	●	51 貫文
大宮観世町	大宮観世町	45 貫文
芝大宮町	●	35 貫 600 文
けいかい院大宮町	●	3 貫 400 文
香西殿町	●	1 貫 600 文
西北小路町	西北こうしちやう	10 貫 10 文
芝薬師町	●	24 貫 500 文
北舟橋町	北舟橋町	32 貫 100 文
堀上町	堀上町	5 貫 270 文
北猪熊町	北猪熊町	20 貫文
五辻町	五辻子町	14 貫 670 文
御屋形様町	●	400 文
大宮薬師町		7 貫 600 文
廬山寺町	ろさん寺町	2 貫 30 文

第4冊

諸寺勸進帳	洛中勸進記録	募財額
飛鳥井殿町	飛鳥井殿町	53 貫 200
	飛鳥井殿西町	
狩野辻子	狩野殿辻子	16 貫 200
西無車少路	西無車少路	6 貫文
中無車少路	中武者少路	5 貫 100 文
大炊道場町	大炊之道場町	3 貫 300 文
今町	今町	7 貫 300 文
草堂町 (川堂)	かうたうの町	20 貫 650
北小路町	北小路町	31 貫 400
一条材木町	一てうまちさいもくちやう	1 貫 400 文
藪内丁	●	200 文
安禅寺殿町	あんせん寺之ちやう	2 貫 830 文
一条殿町	一条殿町	4 貫 400 文
小川羅漢橋下町東面	小川らかんの橋下町ひかしのつら	31 貫 300
小川羅漢橋南町西面	羅漢橋南町にしのかた	31 貫 800
春日町 (春日室町)	春日町	8 貫文
徳大寺殿町	徳大寺殿町	2 貫 950 文

(註)

- ・() は、「洛中勸進記録」「諸寺勸進帳」の中で異なった記載をされたもの。
- ・●は、「洛中勸進記録」のその町の分が残されていないもの。
- ・「洛中勸進記録」が残されていて、「諸寺勸進帳」に記載されていないものとしては、「中すち町」「しからきつし」「立売ひかし町」「御所八まん町」「かたおかつし」「新町五霊前」「御りやうのつし」があるが、その経緯は未詳である。
- ・ほかに、「洛中勸進記録」としては断簡が5通が残されている。

よく知られているように、近世以降は寺院と檀家という、いわば集団と集団とが結びつく寺檀関係が一般的となるが、中世ではそうではなく、寺僧とそれに帰依する檀徒とが一对一で結びつく師檀関係のほうが一般的であった。「諸寺勸進帳」「洛中勸進記録」の記載は、実はこの師檀関係を反映したものであり、また「宗味内方」をはじめとして、西大路(町)においても四人の「内方」(ほかのところでは、「内」とか「か、」とも記されている)の名がみえるところからも、あきらかなように女性や夫人も個人の檀徒として師檀関係を結んでいたことも読みとれる。さらには、同じ一族、一家のなかでも、「たまや彦次郎殿」と「たまや新兵へ殿」のように、別々の寺院の寺僧と師檀関係を結ぶことすらめずらしくなかったことも読みとれよう。

このように西大路(町)の例からだけでも、法華宗檀徒の信仰というものが、あくまで個人的なものであったことがわかる。そして、それゆえ喜捨もまた檀徒個人から寺僧個人に対しておこなわれていたわけだが、「諸寺勸進帳」四冊を通覧してみると、檀徒の喜捨としては、どうやら五〇文以下のものを見いだすことができないという特徴もみられる。

このことから、「人別五十文」というのが前章でみた「人別一文」のようなものとしてあった可能性が考えられるが、実際、それを裏づけるように、「諸寺勸進帳」一冊目の「新屋敷弁才天町」²⁶のところには、「女房衆二人」が「妙覚寺」におおの「五十文」の喜捨をしていたことが記されている。したがって、すべての檀徒には五〇文の倍数となる額の喜捨が暗黙のうちにもとめられることになったのであろう。

ところで、「洛中勸進記録」と「諸寺勸進帳」の記載内容はほぼ同じであるとのべたが、一点だけ異なるところがある。それは先の西大路(町)にかかわる「諸寺勸進帳」をみればわかるように、「諸寺勸進帳」のほうにだけ「は」や「ト」などのかなの符号がつけられている点である。

この符号はいったい何を意味しているのかというと、それは、「は」と「立本寺」、「ト」と「妙顕寺」、「リ」と「本国寺」が対応していることから読みとれるように、また、すでに古川元也氏があきらかにされているように、寺院名を示す符号であったと考えられる。それでは、それはなぜつけられていたのかというと、そのこたえは、「諸寺勸進帳」の奥書を見るとあきらかとなる。

妙蓮寺	廿二家	代七貫九百八十文
本国寺	五十家	代廿九貫百七十文
本法寺	十三家	代三貫八百文
(中略)		
要法寺	五家	代二貫九百文
妙泉寺	一家	代壹貫文
意東	一家	代百文

これは西大路(町)が記載される「諸寺勸進帳」二冊目の奥書であるが、これによつて師檀関係にもとづいて集められた喜捨は最終的には各寺院ごとに集計されていたことが読みとれる。したがって、先の符号はこの集計に便利なようにつけられていたことがあきらかとなる。

先にもふれたように、「天正四年の洛中勸進」は師檀関係を基本におこなわれていたが、師である各寺僧は各寺院に所属していたので、喜捨が寺院ごとに集計されるのはある意味当然である。ただ、そのいっぽうで注意しておかねばならないのは、各寺院ごとに喜捨が集計されるにあつて、右の奥書にみえるように、その喜捨をおこなった檀徒数ではなく家数で集計されていた点であろう。

なぜ檀徒数ではなく家数だったのか、その理由は、たとえば、春日町

に居住していた檀徒の情報を集めた「洛中勸進記録」の奥に「家十一間」と記されていたり、また同じように鷹司町の「洛中勸進記録」の奥にも「二町五拾八間 内当宗廿五間」と記されていることからあきらかなように、居住する町ごとに檀徒たちが喜捨を集計するにあたって、あわせて家数も報告していたためであった。

このことから逆に、「天正四年の洛中勸進」では、師壇関係を基本に喜捨がおこなわれつつも、実際には居住する町ごとに喜捨が集計されるとともに、各檀徒の名からその喜捨の額、そして帰依する寺僧の名から檀徒の家数にいたるまでこと細かな情報を「洛中勸進記録」に記載して、募財とともに本山寺院の結合組織である会合へ提出されていたという勧進としての実態がうきぼりとなる。

こうしてみたとき、「天正四年の洛中勸進」には、あたかも社会集団、共同体としての町が関与していたようにもみえなくもない。が、おそらくそうではないだろう。というのも、白雲町の「洛中勸進記録」に記される日付「十一月三日」の下には、当町居住の檀徒ではない「立入祐信」が署名と花押をすえているし、また「洛中勸進記録」しか残されていないもののうち、「中すし町」「しからきつし」「立売ひかし町」「御所八まん町」「かたおかつし」の「洛中勸進記録」が一通に同筆でまとめられているなど、社会集団、共同体としての町が関与しているようにはどうしても読みとれない史料が少なくないからである。

その意味でも、「天正四年の洛中勸進」が法華宗檀徒個人々人を対象としたものであった点には、あらためて注意しなければならない。それはまた、先にみた「諸寺勸進帳」の奥書にみえる家数と喜捨の集計が比例していないことから読みとれ、そのことはつまり檀徒のありかたとその喜捨の額自体が家の枠にも町の枠にもしばられることのなかったことを意味しよう。

(2) 「天正四年の洛中勸進」と会合

それでは、このようにして集められた喜捨の総額はどれくらいになったのであろうか。この点については、「天正四年十月廿日 諸寺勸進銭萬納分」と上書された記録（横帳）^⑧によって、銭高で「上京分 都合八百七拾参貫四百四十五文」「又 参百六拾参貫四百四十五文」「都合千式百卅参貫四百四十五文」であり、それを銀に換算して「都合五貫八百拾壹匁式分」であったことがわかる。

先にもふれたように、「諸寺勸進帳」の表紙には「諸寺勸進帳^{西子繪之}」と記されており、勸進がはじめられたのが一〇月一〇日とわかるので、わずか一〇日あまりで銭に換算して一二三〇貫文余りという莫大な財が集まったことになる。

あらためて勸進による財の集積力にはおどろかされるが、それとともに、「天正四年の洛中勸進」の場合、対象が法華宗檀徒に限定されるので、上京・下京の檀徒の経済力や信仰の篤さというものもつかびあがってこよう。

それでは、集められた財はどのようにつかわれたのであろうか。それに関する史料も残されており、それが表紙に「諸寺勸進之内遣方」と上書された帳簿（横帳）^⑨である。そこで、その帳簿に記された支出先をみてみると、一般の勸進のように諸寺に関する修造や造営につかわれた形跡がまったくみられないかわりに、たとえば、「銀百匁 越前へ御音信^{織田信長} 上様 志、ら五端」や「銀五拾目 上様 雑賀御陣御身舞 てつはうのくすり十斤」、あるいは「銀四百六拾式匁七分金一枚 諸勸進停止之御折昏之時御礼 村井殿^{貞勝}」というように、「音信」や「見舞」「礼（礼銀）」など、織田信長をはじめとした織田政権への贈与ばかりにつかわれていたことがあきらかとなる。

つまり、はじめにでもふれたように、「天正四年の洛中勸進」は、戦国時代の勸進のような財のつかわれかたを目的としていなかったところに特徴がみられるわけだが、おそらくそれは会合という組織のなりたちによ来するものと考えたほうがよいだろう。というのも、永禄八年（二五六五）五月におこった將軍足利義輝暗殺事件の直後に成立した会合は、その目的として、暗殺事件後に衝突のおそれのあった三好三人衆や松永氏、あるいは近江守護六角氏といった分裂する武家権力のおのにおして音信や礼銭・礼物を組織として贈ることによって良好な関係を取りむすぶことであつたからである。

一見すると、これは消極的な対応のようにもみえる。が、しかし、かつて京都の法華宗も法華一揆を組織して分裂する武家権力の一方に肩入れしたことがあり、そのため天文五年（二五三六）には寺々がごとごとく焼かれ、多くの寺僧や檀徒が戦死する天文法華の乱を経験していたことをふまえるならば、きわめて現実的な対応であつたといえよう。

おそらくその対応は、織田政権が登場して以降も同様であつたと考えられるが、残された史料によるかぎり、天正四年以前に今回のような大規模な勸進がおこなわれた形跡はみられない。したがって、この時期になぜこのような勸進がおこなわれたのかという点については不明とせざるをえないが、ただ、会合成立の経緯や当時の政情を考えあわせるならば、武家権力がしだいに織田政権へと統一されつつあつたことと無縁ではないだろう。

実際、それを裏づけるように、この三年後、今度は織田政権の側から莫大な礼金を要求され、会合はその資金集めにふたたび勸進をおこなわざるをえなくなるからである。その礼金とは、天正七年（二五七九）五月におこなわれた安土宗論直後に要求されたもので、外国語史料である『耶蘇会士日本通信』にみえるように、宗論に敗れた「法華宗の檀徒一同に

対し従前の通再起せんことを望まば金二千六百ゼシマイを主要なる十三の僧院に分担せしめて納付すべし」とされた「金二千六百ゼシマイ」であり、また同じく外国語史料である『日本史』に「生命を許した恩恵に對して〔もし敗北した場合には彼らを殺してもよいと述べた署名入りの文書を渡していたので〕黄金二百枚を差し出すべきであると付言した」という「黄金二百枚」のことであつた。結局のところ、会合はこの礼金をみずからの力ではまかないきれず、中世都市として著名な堺にある末寺や檀徒へも助成をたのむ「堺勸進」をおこなうことになる。

このことから、勸進が法華宗の場合でも日常的におこなわれていたようなものではなく、あくまで臨時的なものであつたことがわかる。したがって、「天正四年の洛中勸進」もまた、おそらく織田政権に對して通常以上の臨時的な贈与の必要性が出てきたためにおこなわれたと考えるのが自然であろう。

残念ながら、その必要性についてはあきらかにすることができないが、ただその前提としてあつた日常的な師檀関係についてはあらためて注目しておく必要がある。というのも、宣教師のガスパル・ビレラの書簡⁸³が驚きをもつてつたえているように、「彼等（法華宗の坊主）の収入は大なるが、主たるものは檀家の寄進にして、彼等は之に依りて支持せられ、之に依りて贅沢に衣食す。其家の建築と修復は一切檀家之を負擔し、必要に応じ家を建て裝飾をなし、又清掃」していたからである。

法華宗寺院は、清水寺など顕密寺社とはことなり、莊園所職をもたず、また勸進聖による勸進によつてその修造や造営がおこなわれるようなこともなかった。しかし、そのかわりに篤い信仰をよせる数多くの檀徒をかかえ、その師檀関係を基本にして各寺院の経済はなりたつていた。「天正四年の洛中勸進」とは、いわばこのような日常的な師檀関係を利用しておこなわれた臨時的な募財活動だつたといえるのである。

それでは、そのような勧進は、前章でみた戦国時代の勧進のなかにもどのように位置づけられるのであろうか。最後に比較をとおして検討してゆくことにしよう。

(3) 戦国時代の勧進と「天正四年の洛中勧進」

そこではまず比較としてわかりやすい違いのほうからみてゆくことにしたいが、この点についてはこれまでもふれてきたように、戦国時代の勧進が顕密寺社などの修造や造営、あるいは願阿弥がおこなったような施行のための募財であったのに対して、「天正四年の洛中勧進」のほうは織田政権に対する贈与のための募財であったという点があげられる。

なぜそのような違いが生まれたのかについては、残念ながらそれを直接説明してくれるような史料がないので何ともいえない。ただ、先にもふれたように法華宗寺院の場合、仮に寺院の修造や造営が必要であったとしても、それらはすべて師檀関係によつてまかなわれるので、顕密寺社のようなかたちでの勧進の必要性がなかったことも関係していよう。

実際、本能寺には天正一〇年（一五八二）前後の「本堂勧進帳」^⑧が残されており、それをみると、西国に広く展開した師檀関係によつて米・銀・銭・小袖など大量の財が寄せられていたことが読みとれる。

このように篤い信仰をよせる多数の檀徒に支持されていたがゆえに、「天正四年の洛中勧進」においてもまたその対象はすべて個々の寺院や寺僧に帰依する檀徒に限定されていたわけだが、実はこのような点も戦国時代の勧進との大きな違いといえる。というのも、戦国時代の勧進においては、「人別一文」のことに象徴されるように、その対象は極端に言えば、すべての人びとであったからである。

当然、そのなかには法華宗檀徒も含まれることになったであろうし、また「志次第」でおのおのにふさわしい額の喜捨も暗黙のうちにもとめ

られることになったと思われるが、それでは、法華宗檀徒もまたこのような勧進にこたえて喜捨をしていたのだろうか。実はこの点にかかわって注目される史料が、『京都十六本山会合用書類』には残されている。つぎがそれである。

法花宗中事、為祖師已来之制法、不受施他宗志、殊諸勧進以下不被出之儀、尤得其意候、向後上下京中^江申出旨、雖在之、当宗之事者、可相除之状如件、

天正五

村井長門守

二月朔日

在判

法花宗真俗御中

これは信長の家臣にして所司代の任にあつたことで知られる村井貞勝の折紙案である。内容は、法華宗が「祖師」（日蓮）以来の「制法」として、「他宗志」は「受施」さず、また「諸勧進」についてもとくに「不被出」（喜捨してこなかった）ことを織田政権としても了承するので、「向後」、上京・下京で勧進がおこなわれたとしても、「当宗」（法華宗）の「真俗」（寺僧と檀徒）はその対象から「相除」かれる、となる。

ここにみえる「制法」とは、いわゆる不受不施制法とよばれるもので、「不受」とは他宗からの布施や供養を法華宗僧は「受」けないこと、そして「不施」とは他宗の僧や寺院に法華宗檀徒は布施や供養を「施」さないという、法華宗独特の制法（掟）である。このような制法を織田政権がこのとき本当に了承したのかどうか、右の文書が案文でもあるので判断のまようところである。

しかし、先にもふれたように、「天正四年の洛中勧進」で集められた財の支出先を示す「諸寺勧進之内遣方」と上書された帳簿（横帳）^⑨には、「銀

四百六拾式匁七分金一枚 諸勸進停止之御折昏之時御札 村井殿^(貞勝)と、右の文書(「諸勸進停止之御折昏」)を発給した村井貞勝に対して礼銀を支払った記載がみえる以上、実際に発給された可能性は高いであろう。

したがって、法華宗の檀徒は、少なくとも右の文書が発給されて以降、戦国時代の勸進に喜捨しないことが認められたことになる。それは同時に、戦国時代の勸進がそなえる「人別一文」という構造の一端が部分的にも否定される事態がおこっていたことも意味しよう。

もともと、右の文書は天正五年に発給されているので、「天正四年の洛中勸進」がおこなわれた天正四年の段階で法華宗檀徒が一般の勸進に対してどのように対応していたのかについては不明といわざるをえない。しかし、おそらくはその際に何らかの問題が発生し、それを避けるため法華宗側が織田政権に申請した結果というのが右の文書であったのだろう。

ところで、このような文書がわざわざ発給されているという事実からは、逆に戦国時代の勸進と「天正四年の洛中勸進」とのあいだに類似する部分があったことをうきぼりにしてくれる。その部分とは、いうまでもなく戦国時代の勸進も「天正四年の洛中勸進」も、ともに勸進ゆえに臨時的に人びとを一人一人個人としてとらえようとするところにほかならない。よく知られているように、中世社会においてはすべての人びとは何らかの社会集団や共同体に属してのみ生きることが可能であったとされていることからすれば、このように人びとを一人一人個人としてとらえようとする勸進というのは、あらためて特異な行為であったといえるよう。

もともと、勸進はあくまで臨時的なものであり、人びとを日常的に個人としてとらえていたわけではなかったが、しかし、法華宗の場合、師檀関係という日常的な関係で人びとを檀徒個人としてとらえていた。そ

れゆえ、不受不施法というものを成立させておく必要性があったわけだが、こうしてみると、戦国時代の勸進と「天正四年の洛中勸進」との比較以上に、実は「天正四年の洛中勸進」をなりたせていた法華宗のありかた、とりわけその経済のありかたのほうが戦国時代の勸進と類似していたとみることもできる。

なぜなら、戦国時代の勸進が、勸進をおこなう側とそれにこたえて喜捨する側のおおの宗教心を基本にしつつも、「人別一文」のことは象徴されるように、人びとを一人一人個人としてとらえることで莫大な財が集積できるように、人びとを一人一人個人としてとらえることで莫大な財が集積されるようになっていたからである。

「天正四年の洛中勸進」は、いわばこのような構造のうえにたつてあくまで臨時的におこなわれたものにすぎず、日常的に、しかも檀徒という特定の人びとを個人として確実にとらえていた法華宗のありかたというのは、いわば戦国時代の勸進を部分的にしかも特化させたものであったといえよう。

このようにしてみたとき、思いおこされるのは、願阿弥が「七条時衆」とつたえられ、またその願阿弥が清水寺内に設けた庵室(成就院)で阿弥陀寺の清玉も剃髪したとつたえられている事実である。ここからは、願阿弥と清玉とのあいだに接点のあったことが知られるのと同時に、清玉の開いた阿弥陀寺がのちに浄土宗寺院となることからわかるように、彼らのあいだに新仏教系の念仏によるネットワークというものがあつたこともうかがえよう。

あるいは、法華宗や時宗、そして浄土宗などいわゆる新仏教が「国民的規模で民衆思想の地位を得たのは」「戦国以降」であり、「この意味で

は真宗も法華宗も、鎌倉仏教というよりは、戦国仏教と考えたほうがはるかに実態に即した呼称である^⑤とすれば、戦国時代の勧進や法華宗のありかたというのは、戦国時代の新仏教諸宗派にある程度通底するものであったといえるのかもしれない。

もしそうでなければ、荘園制が解体してゆく戦国時代にあつて、顕密寺社などがみずからの堂舎の造営や修造もままならないなか、それらを願阿弥や清玉ら新仏教系の念仏によるネットワークをもつ勧進聖がになつたり、また法華宗など新仏教諸宗派が社会的にも政治的にもその存在感を示すようになってゆくことなどなかつたのではないだろうか。

しかし、それは逆からみれば、人びとが一人一人個人として帰依できる信仰というものが本格的に登場してきたことを意味するのであり、それはまた、「民衆の解放願望の中世的封殺形態」である「中世宗教」（顕密仏教）からの解放願望をかなえる救済の道がひらかれつつあつたことも意味する。莫大な財が戦国時代の勧進や法華宗など新仏教諸宗派に集まつてゆく事実そのものが、なによりこのことを裏づけているといえよう。

おわりに

本稿では論旨の都合上ふれなかつたが、戦国時代の勧進の特徴として近年注目されているのが、本来、外在的な存在であつた勧進聖が顕密寺社内に本願として定着してゆくという事実である^⑥。

たとえば、清水寺の場合でいえば、先にも少しふれたように、願阿弥の庵室がその後継者によって成就院（本願成就院）として定着してゆくようにである。しかし、それは同時に、寺内において顕密僧とのあいだできびしい軋轢や対立を生むこととなつた^⑦。

その軋轢や対立が具体的にどのような展開してゆくのかについては、もちろん個々の寺社によって異なつたと考えられるが、清水寺の場合でいえば、信長・秀吉の時代にいたつて、勧進聖の系譜をひく成就院のほが清水寺を代表する存在として文書がくたされるなど、顕密僧らの抛る六坊とのあいだで地位の逆転がおこつたところに特徴がみられる。

しかも、興味深いのは、その特徴はかならずしも清水寺にかぎられたわけではなかつた点で^⑧、このことからすれば、戦国時代の勧進をささえていたものとは、造営や修造の対象となつた顕密寺社との結縁もさることながら、より実際的には前面で勧進活動を展開する願阿弥や清玉ら勧進聖への人びと一人一人の帰依であつたと考えられよう。

そう考えてみると、戦国時代の勧進と法華宗など新仏教諸宗派のベクトルは実は同じ方向を向いていたといえ、中世から近世にかけて成就院が顕密寺院である清水寺を代表する存在になつていったのと同じように、圧倒的な人びとの信仰をになうようになった新仏教諸宗派が顕密仏教と肩をならべるようになってゆくこともまた自然のながれであつたといえよう^⑨。

注

- ① 中尾堯「寺院共有文書と寺院結合―『京都十六本山会合用種類』をめぐって―」（『古文書研究』三五号、一九九一年、のちに同『日蓮真蹟遺文と寺院文書』（吉川弘文館、二〇〇二年）。
- ② 古川元也「天正四年の洛中勧進」（『古文書研究』三六号、一九九二年）。
- ③ 拙稿「戦国最末期京都における法華宗檀徒の存在形態―天正四年付「諸寺勧進帳」の分析を中心に―」（『仏教史学研究』第三五卷一号、一九九二年、のちに同『中世京都の民衆と社会』思文閣出版、二〇〇〇年）。
- ④ 網野善彦『網野善彦著作集 第十二巻 無縁・公界・楽』（岩波書店、二〇〇七年、初出は一九七八年）。松尾剛次「勧進の体制化と中世律僧」

- 〔『日本史研究』二四〇号、一九八二年、後に同「勸進と破戒の中世史―中世仏教の実相―」吉川弘文館、一九九五年〕、安田次郎「勸進の体制化と「百姓」」〔『史学雑誌』第九二編一号、一九八三年、のちに同「中世の興福寺と大和」山川出版社、二〇〇一年〕。
- ⑤ 『臥雲日件録抜尤』（大日本古記録）寛正三年三月四日条。
- ⑥ 西尾和美「室町中期京都における飢饉と民衆―応永二十八年及び寛正二年の飢饉を中心として―」〔『日本史研究』二七五号、一九八五年〕。
- ⑦ 下坂守「中世的「勸進」の変質過程―清水寺における「本願」出現の契機をめぐって―」〔『古文書研究』三四号、一九九一年、のちに同「描かれた日本の中世―絵画分析論―」法蔵館、二〇〇三年〕。
- ⑧ 清水寺史編纂委員会編『清水寺史 第一巻 通史（上）』（法蔵館、一九九五年）。
- ⑨ 増補続史料大成。
- ⑩ 大日本古記録。
- ⑪ 史料纂集。
- ⑫ 「東寺百合文書」く函（京都市立総合資料館写真帳）。
- ⑬ 西尾氏前掲注⑥参照。
- ⑭ 元龜三年六月日付織田信長書状（『東大寺文書』、『大日本史料』第一〇編之九、元龜三年六月是月）。この史料については、村上紀夫氏よりご教示をいただいた。
- ⑮ 延応元年九月日付新大仏勸進上人浄光言上状（『古今集秘抄』裏書、『大日本史料』第五編之二、延応元年九月是月）。
- ⑯ （年未詳）四月一八日付三好長逸書状（折紙）（『阿弥陀寺文書』水野恭一郎・中井真孝編『京都浄土宗寺院文書』同朋舎出版、一九八〇年）。
- ⑰ 『清水寺史 第三巻 史料』（法蔵館、二〇〇〇年）。
- ⑱ 阿諏訪青美「柄杓と勸進」〔『民具マンスリー』二九巻一二号、一九九七年、のちに同「中世庶民信仰経済の研究」校倉書房、二〇〇四年〕。
- ⑲ 平雅行「鎌倉仏教論」〔『岩波講座日本通史 第8巻 中世2』一九九四年〕。
- ⑳ 平雅行「専修念仏の歴史的意義」（同『日本中世の社会と仏教』塙書房、一九九二年、初出は、「中世的異端の歴史的意義―異端教学と荘園制的支配イデオロギー―」『史林』第六三巻三号、一九八〇年）。
- ㉑ 頂妙寺文書編纂会編『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』四（大塚巧藝社、一九八九年）一〇〇〜九七頁。
- ㉒ 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』三、一七二〜二五三頁。
- ㉓ 注②参照。
- ㉔ 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』三、二二三頁。
- ㉕ 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』四、四〇〜四一頁。
- ㉖ 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』四、九八〜一〇三頁。
- ㉗ 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』四、一二〜一三頁。
- ㉘ 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』四、五四〜五五頁。
- ㉙ 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』三、一九九頁。
- ㉚ 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』三、二一八〜二一九頁。
- ㉛ 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』三、二一四頁。
- ㉜ 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』三、二二八頁。
- ㉝ 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』四、九八〜一〇三頁。
- ㉞ 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』四、一〇六〜一一一頁。
- ㉟ 拙稿「戦国期京都における法華教団の変容―京都十六本山会合用書類の成立をめぐって―」〔『仏教史学研究』第四〇巻一号、一九九七年、のちに同「中世京都の民衆と社会」思文閣出版、二〇〇〇年〕。
- ㊱ 一五九七年六月、パードレ・オルガンチーノが都よりパードレ・ルイス・フロイスに贈りし書翰（『耶蘇会士日本通信』『異国叢書 改訂復刻版』雄松堂書店、一九七五年）。
- ㊲ 『日本史』第二部二九章（松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』5）中央公論社、一九七八年）。
- ㊳ 拙稿「中世末期堺における法華宗寺院―天正七・八年の「堺勸進」を中心に―」〔『年報中世史研究』二四号、一九九九年、のちに同「中世京都の都市と宗教」思文閣出版、二〇〇六年〕。
- ㊴ 一五七一年一〇月六日附、ゴア発、パードレ・ガスパル・ビレラよりポルトガル国アビスの僧院のパードレ等に贈りし書翰（『耶蘇会士日本通信 下巻』）。
- ㊵ 天正五年二月朔日付村井貞勝折紙案（『頂妙寺文書・京都十六本山会合

用書類』一、一一〇頁)。

- ④1 (年月日未詳) 本能寺本堂勸進帳(藤井学・上田純一・波多野郁夫・安国良二編著『本能寺史料 中世篇』思文閣出版、二〇〇六年、二〇四号)。
- ④2 『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』四、一〇六―一一一頁。
- ④3 『親長卿記』(増補史料大成) 文明一六年六月二七日条。
- ④4 『知恩寺末寺由緒記』(『浄土宗寺院由緒書』巻上、増上寺史料編纂所編『増上寺史料集』第五巻、増上寺、一九七九年)。
- ④5 藤井学「近世初期の政治思想と国家意識」(『岩波講座日本歴史 10 近世2』一九七五年、のちに同『法華文化の展開』法蔵館、二〇〇二年)。
- ④6 吉井敏幸「近世初期一山寺院の寺僧集団」(『日本史研究』二六六号、一九八四年)、下坂氏前掲注⑦論文、太田直之『中世の社寺と信仰―勸進と勸進聖の時代―』(弘文堂、二〇〇八年)。

④7 注⑦⑧参照。

④8 拙稿「宗教勢力の運動方向」(日本史研究会・歴史学研究会編『日本史講座 第5巻 近世の形成』東京大学出版会、二〇〇四年、のちに同『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇〇六年)。

④9 注④8参照。

(付記)

本稿のもととなる報告を(財)世界人権問題研究センター研究第二部共同研究「前近代における救済の研究」の例会(二〇〇七年二月)においておこなった。その際、さまざまなお指摘をいただいた研究員諸氏に対して記して感謝申し上げます。

(奈良大学文学部教授)

